

4) 法動態部門

水野 浩二（教授・基礎法学）

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

法学研究科において、全学レベルでの教育国際化に関連する業務を管轄する国際教務連絡委員（新渡戸カレッジ・現代日本学プログラムを管轄）を、昨年度より引き続き担当した。その業務の一環として、今年度より開始された北海道大学サマーインスティテュート(HSI)に授業を提供した。

法学研究科では、散発的に英語による授業の提供がなされてきたが、日本法についての入門的授業は近時においては設定されてこなかった。HSIの開始をうけ、法学研究科としてそのような授業を英語で提供することは「スーパーグローバル大学構想」のスキームにおいて当然期待されるどころであり、また、これまで日本語や英語以外の外国語（とりわけ、ドイツ語やフランス語）で公表されてきた研究の成果を、より通用性の高い言語である英語によって発信するという学術的意義も認められるところである。

「日本法入門(Introduction to Japanese Law)」は以下のような形で実施された。

開講日時

	2 講時(10:30~12:00)	5 講時(16:30~18:00)
7月4日(月曜日)	水野①(近代法継受)	伊藤(国際法)
7月5日(火曜日)	佐々木(憲法)	水野②(近代法継受)
7月6日(水曜日)	藤原①(民法)	小名木①(刑法)
7月7日(木曜日)	小名木②(刑法)	シュトレッカ(外から見た日本法)
7月8日(金曜日)	藤原②(民法)	

参加者は外国人3名(台湾2名、中国1名)、北大生1名(4年法学部生)であった。

基礎法・公法・民事法・刑事法専攻からなる6名の教員のオムニバス講義とすることで、近代法の継受に始まるわが国の法の諸相をバランスよく、かつアップトゥーデイトなカタチで学生に提供することを心がけた。

多様なバックグラウンドを持つ学生が参加することが予想され、かつ英語で書かれた入門レベルの日本法教科書が存在しないことに鑑み、一部の教員は Thinkboard を用いた音声教材(Power Pointのスライドに音声をのせたもの)を作成し、参加学生がネット上で予習を行えるように提供した。これはいわゆるアクティブ・ラーニング(反転学習)の試行という側面を持っており、「総長室事業推進経費プロジェクトによる北大教育改革に係る研究成果発表ワークショップ」において「英語による日本法教育——標準授業案と反転授業の研究」と題して報告を行った。

HSIは29年度においても継続されることになっており、「日本法入門」も引き続き提供されることが決定している。多忙のおり出講に協力をいただいた教員諸兄(藤原正則教授、小名木明宏教授、

佐々木雅寿教授、伊藤一頼准教授、トビアス・シュトレッカ特任講師)、ならびに「日本法入門」のコーディネーターに尽力いただいた岸本太樹教授に、お礼を申し上げます。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

(1) 近代ドイツの民事訴訟:「実務向け文献」の検討

19世紀～20世紀前半の近代ドイツ民事訴訟における職権と当事者の関係につき、判例・学説については先行研究の一定の蓄積がある。執筆者は、判例・学説の影響を正確に評価するためには、それらの実務法曹への伝播・認識のありようが重要な意味を持つと考える。そこで、判例・学説が実務法曹に行き渡るチャンネルたる判例集・手続マニュアル・書式集などの「実務向け文献」について検討することとした。

「実務向け文献」は学術的価値に乏しいとみなされて先行研究は存在せず、系統的な収集がなされてきたとも考え難い。そこで、多くの関連文献の所蔵を確認できたベルリン州立図書館などで、調査を行なった。すでに近世において「実務向け文献」という自己認識をもつ文献が版を重ね、ドイツ帝国民訴法典施行(CPO・1879)にかけての時期には、具体的な事例を想定した書式集やマニュアルが多数出回っており、CPO施行後においては「実務向け文献」の質量はわが国に比すべきわめて充実していた。このことは当事者(弁護士を含む)のための職権の介入の必要性・態様如何を考える上で無視できないポイントである。また、「実務向け文献」に素人むけの指南書も多くみられることは、「西洋では日常的に弁護士や公証人が関与して行う」という「常識」に再考を迫るものかもしれない。

(2) 近代日本の民事訴訟:法曹メディアを史料とした実務の検討

明治民訴法期の職権と当事者の関係について実務法曹の問題意識を示す史料として、釈明権と証拠調を中心とする『法律新聞』記事の分析を行った。

当時の『法律新聞』には当事者主義に対する批判が強く見られた。釈明権の行使については積極化を求める声が支配的であり、背景として資質に問題のある弁護士が一定数存在したことなどを明らかにした。証拠調についてもやはり職権の積極的介入を求める声が支配的であり、背景として種々のテクニカルな理由ゆえに裁判所の判断が「真相を得た」ものになっていないと認識されていたこと、他方で職権介入の「場」としての口頭審理についての認識は表面的なものにとどまっていたこと、などが判明した。他方、現実の裁判官はこうした高い期待に応えられる存在では必ずしもなかったこと、そのことが時にスーパーマン的な「名判官」への期待につながることはあっても、全体として実務法曹は手続の具体的レベルでの改善策の提言に関心を向けていたことなどを論じた。

これらの諸問題は、あまりに急速に継受された西洋近代法と日本社会のあいだの葛藤というべきものであり、その解決はしばしば裁判官に期待され(ざるを得なかつた)たのである。実務法曹の主張は一定程度大正改正法に反映されたが、改正関係者の認識との間には少なからずズレがみられ、大正改正法が所期の目標を必ずしも達成できなかった一因になったと思われる。

その他(教育活動ほか)

(1) 授業担当

法史学Ⅱ(学部、冬学期4単位)、演習Ⅰ(学部、夏学期2単位／冬学期2単位)、演習Ⅱ／基礎法政論(学部／修士、夏学期2単位)、歴史の視座(全学教育、冬学期2単位)、日本法入門(HSI、

夏学期集中1単位。科目責任者、授業は2コマ分担当)、留学生向け日本法入門(学部/修士/博士、冬学期2単位。授業は3コマ分担当)。

(2)学内行政 *業務内容上公表できないものを除く

(全学)新渡戸カレッジ教務専門委員会委員、同留学小委員会委員、現代日本学プログラム課程運営委員会委員、同教務委員会委員

(法学研究科)国際教務連絡委員、基礎法学専攻責任者

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
葛藤する法廷(1)——『法律新聞』の描いた裁判官・民事訴訟・そして近代日本	北大法学論集 67 卷 4 号	平 28	1-53
葛藤する法廷(2)——『法律新聞』の描いた裁判官・民事訴訟・そして近代日本	北大法学論集 67 卷 5 号	平 29	47-107
葛藤する法廷(3・完)——『法律新聞』の描いた裁判官・民事訴訟・そして近代日本	北大法学論集 67 卷 6 号	平 29	25-73

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
明治民訴法期における職権・当事者関係の一側面——『法律新聞』にみる実態(1900~26年)	法制史学会第68回総会	平 28.6.12	東京大学